

# 協議会規約改正(案)について

平成26年3月28日

# 1. 兵庫県渋滞対策協議会規約変更について(案)

現規約	H26.3.28改正 赤破線部 = 修正箇所
<p style="text-align: center;"><b>兵庫地区渋滞対策協議会 規約</b></p> <p><b>第1章 総則</b> (名称) 第1条 本会は、兵庫地区渋滞対策協議会（以下「本協議会」という）という。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、兵庫県域における効果的な渋滞対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(審議事項) 第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。 (1) 兵庫県域における主要な渋滞箇所の特定 (2) 特定された渋滞箇所の対策検討 (3) その他、本協議会の目的達成に必要な事項。</p> <p>(構成) 第4条 1. 本協議会は、別紙1に掲げる委員をもって組織する。 2. 本協議会は、第3条に掲げる項目について、委員の相互調整を図るため幹事会を設置する。 3. 幹事会は、別紙2に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(役員) 第5条 1. 本協議会に次の役員を置く。     会長 1名     副会長 1名 2. 幹事会に次の役員を置く。     座長 1名</p>	<p style="text-align: center;"><b>兵庫地区渋滞対策協議会 規約</b></p> <p><b>第1章 総則</b> (名称) 第1条 本会は、兵庫地区渋滞対策協議会（以下「本協議会」という）という。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、兵庫県域における効果的な渋滞対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(審議事項) 第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。 (1) 兵庫県域における主要な渋滞箇所の特定 (2) 特定された渋滞箇所の対策検討 (3) その他、本協議会の目的達成に必要な事項。</p> <p>(構成) 第4条 1. 本協議会は、別紙1に掲げる委員をもって組織する。 2. 本協議会は、第3条に掲げる項目について、委員の相互調整を図るため幹事会を設置する。 3. 幹事会は、別紙2に掲げる委員をもって組織する。 4. <u>本協議会は、第3条の各号に定める事項について検討するためのワーキンググループを幹事会に設置する。</u></p> <p>(役員) 第5条 1. 本協議会に次の役員を置く。     会長 1名     副会長 1名 2. 幹事会に次の役員を置く。     座長 1名 3. <u>ワーキンググループに次の役員を置く。</u>     <u>リーダー 1名</u></p>

# 1. 兵庫県渋滞対策協議会規約変更について(案)

現規約	H26.3.28改正 <span style="color: red;">赤破線部 = 修正箇所</span>
<p>第6条 1. 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。 2. 会長は、近畿地方整備局兵庫国道事務所長をもってあてる。 3. 座長は、幹事会を代表し、会務を統括する。 4. 座長は、近畿地方整備局兵庫国道事務所副所長をもってあてる。</p>	<p>第6条 1. 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。 2. 会長は、近畿地方整備局兵庫国道事務所長をもってあてる。 3. 座長は、幹事会を代表し、会務を統括する。 4. 座長は、近畿地方整備局兵庫国道事務所副所長をもってあてる。</p>
<p>第7条 1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 2. 副会長には、兵庫県県土整備部土木局道路企画課長をもってあてる。 3. 座長が不在の時は、座長が指名する者がその職務を代行する。</p>	<p>第7条 1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 2. 副会長には、兵庫県県土整備部土木局道路企画課長をもってあてる。 3. 座長が不在の時は、座長が指名する者がその職務を代行する。</p>
<p>(会議) 第8条 1. 本協議会は、必要に応じ会長がこれを召集する。 2. 幹事会は、必要に応じ座長がこれを召集する。</p>	<p>(会議) 第8条 1. 本協議会は、必要に応じ会長がこれを召集する。 2. 幹事会は、必要に応じ座長がこれを召集する。 3. <u>リーダーは、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。</u> 4. <u>リーダーは、座長が指名する者をもってあてる。</u> 5. <u>リーダーが不在の時は、リーダーが指名する者がその職務を代行する。</u></p>
<p>(事務局) 第9条 1. 本協議会の事務局は、近畿地方整備局兵庫国道事務所調査課、兵庫県県土整備部土木局道路企画課、神戸市建設局道路部計画課に置く。 2. 幹事会の事務局は、近畿地方整備局兵庫国道事務所調査課、兵庫県県土整備部土木局道路企画課、神戸市建設局道路部計画課に置く。</p>	<p>(事務局) 第9条 1. 本協議会の事務局は、近畿地方整備局兵庫国道事務所調査課、兵庫県県土整備部土木局道路企画課、神戸市建設局道路部計画課に置く。 2. 幹事会の事務局は、近畿地方整備局兵庫国道事務所調査課、兵庫県県土整備部土木局道路企画課、神戸市建設局道路部計画課に置く。 3. <u>ワーキンググループは、必要に応じリーダーが幹事会の構成機関及び基礎自治体から、関係する機関を召集する。</u></p>
<p>(その他) 第10条 本規約によらない場合は、協議することとする。</p>	<p>(その他) 第10条 本規約によらない場合は、協議することとする。</p>
<p>付 則 この規約は、平成 5年 6月 7日 施行 平成21年 3月26日 改定 平成22年 2月 1日 改定 平成22年 7月27日 改定 平成24年 7月18日 改正</p>	<p>付 則 この規約は、平成 5年 6月 7日 施行 平成21年 3月26日 改定 平成22年 2月 1日 改定 平成22年 7月27日 改定 平成24年 7月18日 改正 <u>平成26年 3月28日 改正</u></p>

# 1. 兵庫県渋滞対策協議会規約変更について(案)

現規約

H26.3.28改正 赤破線部 = 修正箇所

## 兵庫県渋滞対策協議会 協議会名簿

別紙1

所属機関名	役職	備考
兵庫県道路利用者協会	会長	
兵庫県商工会議所連合会	姫路商工会議所	
(公社) ひょうごツーリズム協会	次長兼事業課長	
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課	課長	
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所	所長	会長
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所長	
国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所	所長	
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部	部長	
兵庫県警察本部交通部交通規制課	課長	
兵庫県県土整備部土木局道路企画課	課長	副会長
兵庫県県土整備部土木局道路街路課	課長	
兵庫県県土整備部土木局道路保全課	課長	
神戸市建設局道路部計画課	課長	
神戸市都市計画総局計画部計画課	課長	
西日本高速道路株式会社関西支社 保全サービス事業部交通計画課	課長	
阪神高速道路株式会社計画部渋滞対策室	副室長	
阪神高速道路株式会社計画部渋滞対策室	副室長	

## 兵庫県渋滞対策協議会 協議会名簿

別紙1

所属機関名	役職	備考
兵庫県道路利用者協会	会長	
兵庫県商工会議所連合会	姫路商工会議所	
(公社) ひょうごツーリズム協会	次長兼事業課長	
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課	課長	
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所	所長	会長
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所長	
国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所	所長	
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部	部長	
兵庫県警察本部交通部交通規制課	課長	
兵庫県県土整備部土木局道路企画課	課長	副会長
兵庫県県土整備部土木局道路街路課	課長	
兵庫県県土整備部土木局道路保全課	課長	
神戸市建設局道路部計画課	課長	
神戸市都市計画総局計画部計画課	課長	
西日本高速道路株式会社関西支社 保全サービス事業部交通計画課	課長	
阪神高速道路株式会社計画部渋滞対策室	副室長	
阪神高速道路株式会社計画部渋滞対策室	副室長	

# 1. 兵庫県渋滞対策協議会規約変更について(案)

現規約

## 兵庫県渋滞対策協議会 幹事会名簿

別紙2

所属機関名	役職	備考
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所	副所長	座長
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所調査課	課長	
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所調査第一課	課長	
国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所調査第二課	課長	
国土交通省神戸運輸監理部総務企画部	企画調整官	
兵庫県警察本部交通部交通規制課	課長補佐	
兵庫県県土整備部土木局道路企画課	係長	
兵庫県県土整備部土木局道路街路課	係長	
兵庫県県土整備部土木局道路保全課	係長	
神戸市建設局道路部計画課	係長	
神戸市都市計画総局計画部計画課	係長	
西日本高速道路株式会社関西支社 保全サービス事業部交通計画課	課長代理	
阪神高速道路株式会社計画部渋滞対策室	副室長代理	
阪神高速道路株式会社計画部渋滞対策室	副室長代理	

H26.3.28改正 赤破線部 = 修正箇所

## 兵庫県渋滞対策協議会 幹事会名簿

別紙2

所属機関名	役職	備考
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所	副所長	座長
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所調査課	課長	
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所調査第一課	課長	
国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所調査第二課	課長	
国土交通省神戸運輸監理部総務企画部	企画調整官	
兵庫県警察本部交通部交通規制課	課長補佐	
兵庫県県土整備部土木局道路企画課	係長	
兵庫県県土整備部土木局道路街路課	係長	
兵庫県県土整備部土木局道路保全課	係長	
神戸市建設局道路部計画課	係長	
神戸市都市計画総局計画部計画課	係長	
西日本高速道路株式会社関西支社 保全サービス事業部交通計画課	課長代理	
阪神高速道路株式会社計画部渋滞対策室	副室長代理	
阪神高速道路株式会社計画部渋滞対策室	副室長代理	